

令和2年度第3回地域安全まちづくり審議会部会 議事録概要

- 1 日時 令和2年7月31日（金）18:00～19:30
- 2 場所 兵庫県民会館 10階 福の間
- 3 出席者 委員：山下会長、坂本委員、瀬渡委員、水谷委員、道谷委員
県：松森県民生活部長、高永県民生活局長、神足地域安全課長
ほか
- 4 内容
議事：クロスボウに対する規制について

（事務局）

資料1、2に基づき説明

（委員）

- ・ 現所有者に対しての義務づけ、それに対しての罰則について、以前から刑の不遡及との関係で問題があると指摘していた。行政罰なので、憲法39条の刑事上の責任とどう絡むのかという問題もあるが、慎重にした方がよい。
- ・ 仮に、罰則を科す場合は、現所有者はいきなり罰則ではなく、施行の日から何日以内など猶予期間が要る。通常1年位は要る。

（委員）

- ・ 90日以内に届出しなければ、即罰則というのは早過ぎる。

（委員）

- ・ 条例ができれば広報は大々的にするのか。県民は2度も同じような事件があり不安である。子どもや青少年等の安全を守るために、このような条例が制定されたとしっかり訴えてほしい。

（委員）

- ・ 答申案の〔総論〕の「条例を制定しようとすることについては、有意義なものとする。」は中途半端なので、「条例を制定する必要がある。」がよい。〔条例の内容〕の記載は、条例骨子案に条例の考え方があるので、不要ではないか。
- ・ 販売事業者は、氏名、住所等の確認や必要事項の説明の義務付けだけなので、罰則によって報告徴収、立入調査を担保する必要があるのか。報告を求められても購入者について記録する義務はなく、記録の保有を求めている

のに、どのような報告、調査をするのかわからない。事業者は外してもいいのではないか。

(委員)

- ・ 事業者の責務に対して罰則を外していいのか。管理をするのであれば、使用者と事業者の両方を管理する方がよいのではないか。公禁物を販売する場合、通常は事業者の方を重くするが、これは逆である。

(委員)

- ・ 台帳を備付しなければならぬのであれば、備付しなかったことに対しての罰則はあるかと思うが、例えば、氏名及び住所を確認するといっても、台帳を備付しなくてもいいのであれば、確認とは何をするのかということになってしまう。

(委員)

- ・ 氏名、名称、住所の確認は残すとしても、報告徴収、立入調査は、しかも罰則を付けるのは意味がない。これについては、委員意見があったとしてほしい。

(委員)

- ・ 販売事業者は、このように使用したら駄目だという説明は、販売するには必要であるし、住所、氏名を聞いて記録しておいてほしい。

(委員)

- ・ 委員意見としては、販売台帳を備付して記録するのは必要であるとしておく。

(委員)

- ・ 答申案の使用者が遵守すべき事項の記載の順番や箇条書きに意味はあるのか。「人・動物に向けないこと」は、もっと優先順位が高いと思う。項目や順番が気になる。

(委員)

- ・ 適正な管理について、外部から見えないように廃棄することとあるが、燃えないゴミは通常見えるように廃棄すると神戸市の条例では決まっておき、矛盾していないか。廃棄の仕方の整合性をとるようにしてほしい。

- ・ 条例要綱案の経過措置の「※この規定による届出義務違反（施行前からの所有者）に対しても罰則を適用する。」に（ ）が入るのはおかしい。「この規定による届出義務違反は施行前からの所有者に対しても罰則を適用する。」とすべきではないか。

（委員）

- ・ 経過措置として、現保有者に届出義務を課すことは、取得時の義務とは別の届出義務ではないか。この読み方だと、取得時の義務づけをすることを遡及適用しているように読める。

（委員）

- ・ 使用者に対しての安全な使用の義務づけに、もう少し言葉がある方がよい。

（委員）

- ・ 使用者・所持者に対する義務付けの内容は大事で、順番の指摘もあったし、もう少し盛り込むべきことがある気がする。

（委員）

- ・ 使用者に対して、もう少し厳しい言葉があってもいいのではないか。
- ・ 使用者が遵守すべき事項は、「みだりに矢を装填しない」を一番に記載すべきではないか。

（委員）

- ・ 「みだりに矢を装填しない」「人・動物に向けない」「公共の場所で使用しない」「人・動物に危害を及ぼさないよう周辺状況の確認」の順番か。
- ・ 安全に使ってもらい、適正に管理してもらいにはどうするかということ全部は書けないにしても、具体的に条例に盛り込む必要があるのではないか。
- ・ 単に条例に根拠がない行政指導でいいのか。場合によってはもう一步踏み込む必要があるのではないか。

（委員）

- ・ 安全な使用は、今回訴えたい一番大事なところなので、言葉を選んで発信してもらいたい。

（委員）

- ・ 条例で、使用者と所持者に対して、どのようなことを注意しなくてはいけ

ないのか、どのように使わなくてはいけないのかを、どこまで具体的に盛り込めるかが、一番の肝だと思っている。

(委員)

- ・ 安全な使用、適正な管理の義務違反に対する指導とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。委員意見にある警告、命令まではしないのか。

(委員)

- ・ 例えば公共の公園等で使用している場合には、県として、使用者に対して、極めて厳しい指導をすることになるのであろうが、単なる指導でいいのか。もちろん処罰ということはあるけれど、それは警察の話で、県としては、もう少し厳しく踏み込まないといけないのではないかと。注意・指導するが、軽犯罪法等に違反するので警察に任せる、ではいけない。
- ・ 指導とはどういうニュアンスなのか。県としては厳しく指導します、という言い方になると思う。

(事務局)

- ・ 条例に違反しているようなことがあれば、それはやめてください、ということになる。

(委員)

- ・ それで実効性があるのか。警告などがあってもいいのではないかと。

(委員)

- ・ 常習者に対しては、命令等も考えられるのではないかと。

(委員)

- ・ 場合によっては公表が一番効果がある。そこまでやるかどうかは別として。
- ・ 指導とは具体的に何か。この条例をつくるにあたって、一番大事な点の実効性が担保されない。

(委員)

- ・ 県として何をするのかは条例には出てこないで、条例に基づかない行政指導するということだが、指導の中身やもう一步踏み込んだことがいるのではないかと。

(事務局)

- ・ 命令に従わない場合に罰則をかけられると、命令の効果があるが、罰則が難しい。

(委員)

- ・ 条例に基づいて指導し、公表するなどまで踏み込むかどうか、検討がいるのではないか。

(事務局)

- ・ 委員意見として、指導にとどめず警告・命令を盛り込むべきとあるところに、公表なども入れ、県で条例案をどうするか検討したい。

(委員)

- ・ 人・動物に向けないこととあるが、他人の家に向かって撃ち、窓を壊すなどがあるかもしれない。物に対してはあえて入れていないのか。

(事務局)

- ・ 物、財産を入れることは考えたが、一番大事な命に重点を置いた。

(委員)

- ・ 物、財産を入れてもいいのではないか。

(事務局)

- ・ 入れるように検討する。

(委員)

- ・ 動物については、狩猟目的の人はいないのか。

(事務局)

- ・ 狩猟目的で使用される方などで、許可を受けたものや、問題ないものは除くことになる。また、例えば公共の場所でも、ボーガン大会の開催などではできるようにする。

(委員)

条例で使用、所持自体ができないとまでは踏み込めない。使用、所持しても構わないけれども、安全な使用、適正な管理は使用者、所持者に徹底させる。

県としては、届出の義務づけや報告徴収、立入調査で、それが徹底されるよう、指導やもう少し踏み込んだ対応をして、使用者、所持者の安全な使用、適正な管理がなされるよう規定をする。

そういう取組が行われることによって、ボーガンを使用した不幸な事件が起こらないようになり、県民としても安心できるであろう。

そういうところが、この答申で伝わるか不安がある。

県では、これからまだ条例案の検討の作業を進められるが、今言ったような、条例の構造というか、考え方をぜひしっかりと押さえてもらいたい。

また、条例をつくって、兵庫県としては、どのような取組をしようとしているのか、県民の皆さんにどのようなことをお願いしようとしているのか、ボーガンの使用者、所持者にどのようなことを求めているのか、ということを知りやすく知ってもらう必要がある。特に使用者、所持者に対しては、条例で定めている安全な使用、適正な管理を徹底してもらう必要がある。そのための広報・啓発をぜひ頑張ってもらいたい。